

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、沼崎委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第48号、GIGAスクール端末等を活用し、子供に直接届く「地域居場所ポータル（仮称）」の整備についてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時11分

○塩尻委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第48号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、この件につきましては、ただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることによりよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、令和8年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第14号、議案第18号、議案第20号及び議案第35号ないし議案第38号の以上7件につきまして、理事者から説明願います。

○石原いじめ防止対策推進部長 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、いじめ防止対策推進部所管分について御説明申し上げます。

初めに、資料にはございませんが、いじめ防止対策推進部所管の予算は、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の臨時事業3事業となります。予算額は、合計で8千790万8千円、前年度当初に対しまして3千988万3千円、率にして83.0%の増となっております。

では、主な事業内容につきまして、お手元の令和8年度予算臨時事業費説明資料に基づき御説明申し上げます。

資料の7ページを御覧ください。いじめ防止対策費4千111万2千円につきましては、市長部局と教育委員会、学校が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、重大化の防止に取り組む、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進するものです。令和8年度は、（仮称）いじめ防止対策首長連合を発足し、いじめ防止対策の推進に取り組む全国の自治体と連携し、先進事例の情報交換や関係省庁等への要望活動を進めてまいります。

続きまして、いじめ防止対策推進基金積立金2千500万円につきましては、いじめ防止対策の推進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、基金の積立てを行うものでございます。

続きまして、不登校児童生徒支援費2千179万6千円につきましては、不登校児童生徒の心身

の回復や社会的自立を支えるため、地域のフリースクールや学生ボランティア等と連携して、学習支援や体験活動等の必要な支援を実施するものです。また、不登校支援に係る情報提供や不登校の理解促進のための講演会等を開催いたします。

以上が、いじめ防止対策推進部所管の令和8年度一般会計予算事業の主な内容となります。よろしく申し上げます。

**○向井子育て支援部長** 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、子育て支援部所管に係る予算の概要を御説明申し上げます。

資料等はございませんが、子育て支援部所管の一般会計予算は、3款民生費、4款衛生費、10款教育費にまたがっておりまして、その総額は77事業、246億1千864万4千円で、前年度に対して5億5千215万3千円、率にして2.3%の増となっております。令和8年度予算につきましては、子どものための教育・保育給付に係る公定価格の増によるものなど、大きく増額となった事業がある一方で、事業の終了などによる減額もあり、全体としての上昇幅は小さなものとなっております。

次に、主な新規・拡充事業につきまして、臨時事業費説明資料に基づき御説明を申し上げます。35ページを御覧ください。初めに、35ページの下から3番目、新規事業の若者総合相談事業費でございます。本事業は、年齢による切れ目や、制度と制度のはざままで抜け落ちることのないよう、様々な困難を抱える若者とのつながりを持ち、適切な支援につなげていくため、若者総合相談窓口の設置をはじめとした包括的な支援体制を構築しようとするもので、事業費は1千708万4千円を計上しております。

次に、37ページの上から2番目、保育体制充実費でございます。本事業は、私立認可保育所等における保育体制の充実を図るため、保育補助者の配置等に係る経費の補助を行うものでございますが、令和8年度は、年度途中の入園が多いゼロ歳児の受入れに対応する人員確保に係る補助の新設等、保育施設の実態に応じた補助制度の見直しを行おうとするもので、事業費は3億5千7万1千円を計上しております。

次に、飛びまして、40ページの上から3番目、子どもの未来応援費でございます。本事業は、子どもの居場所づくり活動を行う団体等への補助金交付のほか、児童養護施設の子どもや里子が高校卒業後に進学、就職する場合に支度金を支給するものであります。令和8年度は、今年度も実施した子ども食堂を運営する団体への食材費及び食品衛生責任者養成講習会受講料のほか、新たに民間施設等の借り上げについても補助対象といたします。また、委託による子ども、若者の居場所づくり事業を実施しようとするもので、事業費は525万円を計上しております。

次に、飛びまして、43ページでございます。43ページの一番上で新生児聴覚検査事業費でございます。本事業は、聴覚障害の早期発見、適切な支援を行い、音声言語発達への影響を最小限に抑えるため、検査費用の一部を助成するものでございますが、令和8年度は、助成上限額を従来の3千円から6千円に倍増しようとするもので、事業費は844万円を計上しております。

最後に、経常費のため資料等はございませんが、母子保健推進費でございます。本事業は、母性及び乳幼児期の健康保持増進を図り、健全な育児の環境づくりを推進するため、乳幼児健診等を実施し、疾病等の早期発見及び早期対応を行うものであります。令和8年度は、新たに言語理解能力や社会性が高まる時期でもある5歳児を対象とした健康診査を実施しようとするもので、事業費

は4千324万2千円を計上しております。

以上が、子育て支援部所管に係る令和8年度一般会計予算の主な内容でございます。

続きまして、議案第18号、育英事業特別会計でございます。本特別会計は、経済的な理由により修学が困難な方々に、その修学に必要な資金の一部を貸付けまたは給付し、教育を受ける機会の確保を図ることを目的としております。予算総額は、歳入、歳出ともに3億204万8千円であり、前年度に対して4千481万1千円、率にして17.4%の増となっております。

育英事業特別会計については以上でございます。

次に、議案第20号、母子福祉資金等貸付事業特別会計でございます。本特別会計は、ひとり親家庭及び寡婦の方々に必要な資金を貸し付けることにより、経済的な自立と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としております。予算総額は、歳入、歳出ともに8千98万2千円であり、前年度に対して7千638万7千円、率にして48.5%の減となっております。

以上が、子育て支援部が所管する令和8年度予算の主な内容でございます。

続きまして、条例の制定に係る議案についてでございます。

議案第35号、旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援等を行うこども家庭センター機能の体制強化を図るため、おやこ応援課と子ども総合相談センターの組織を統合し、旭川市こども家庭センターとして機構上の整理を行うことから、施設名称のほか所要の規定の整備を行うものでございます。施行日は令和8年4月1日としております。

次に、議案第36号、旭川市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、令和8年度から給付制度に移行する乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を公立保育所が実施する場合の利用料金を定めるために、所要の規定の整備を行うものでございます。施行日は令和8年4月1日としております。

以上、よろしくお願いたします。

**○坂本学校教育部長** 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、学校教育部所管分について御説明申し上げます。

資料はございません。經常費、臨時費を合わせた予算総額は66億6千990万6千円であり、対前年度比8億8千240万7千円の減、率にして11.7%の減となっております。

主な臨時事業については、令和8年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

84ページを御覧ください。初めに、3目教育指導費の上から2段目にあります校内教育支援センター推進費1千673万8千円についてです。本市の不登校児童生徒数は高止まりの状況にあり、いじめによる不登校重大事態も複数発生していることから、校内で安心して過ごせる場所を確保し、支援の充実を図るため、校内教育支援センターを、今年度設置した中学校2校に加え、新たに中学校3校に設置し、いじめ対策官の役割も担うスクールライフサポーターを各校に1名ずつ配置するものです。

次に、その下の3目教育指導費、学びの多様化学校設置準備費についてです。従来の学校になじめず、学びにアクセスできない児童生徒が多数いる状況の中で、新たに学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置に向け、本市の特色を生かした独自の教育課程の編成や学習環境の整備を行

い、全国初となる市立での小中9年一貫の義務教育学校としての開校を目指し、準備を進めてまいります。

次に、85ページの2項小学校費1目学校管理費の上から4段目の学校給食費支援費（小学校）、及び87ページの3項中学校費1目学校管理費の上から3段目、学校給食費支援費（中学校）についてです。給食費については、令和7年度の改定後も物価高騰が続いており、令和8年度も改定を行ったところです。小学校では、国の抜本的な負担軽減、いわゆる給食費無償化への支援が講じられますが、本市の給食費はその支援額を超えるため、超過分を市で全額負担することとし、保護者負担をなしといたします。中学校では、国の負担軽減の対象外となっており、令和7年度及び令和8年度値上げ分を支援いたします。これにより、令和8年度の保護者負担額は、小学校では保護者負担なし、中学校では令和7年度と同額であり、1・2年生が年額6万8千400円、3年生が年額6万5千100円となります。

次に、85ページの2項小学校費2目教育振興費の上から2段目の各種大会選手派遣等推進費（小学校）、及び87ページの3項中学校費2目教育振興費の上から3段目、各種大会選手派遣等推進費（中学校）についてであります。これまでも、部活動等で全道・全国大会に出場する児童生徒の派遣費を補助しておりますが、近年、ホテル代や交通費が以前に比べ高い傾向にあり、児童生徒の保護者の負担額も増加しています。このため、派遣費の補助上限額を増額し、児童生徒の体育・文化活動への参加促進と併せて保護者負担の軽減に取り組んでまいります。

次に、86ページになります。2項小学校費2目教育振興費の上から4段目の子ども未来リユースバンク事業費についてです。物価高騰が続く中で、保護者の経済的負担が増しており、小中学校の修学に必要なスキーや制服などの学用品について、子ども未来リユースバンクを創設し、保護者負担の軽減を図ってまいります。令和8年度は、不要となった家庭から、これから必要とする家庭へ譲り渡す仕組みをつくり、試行的に実施してまいります。

令和8年度一般会計予算については以上でございます。

続いて、議案第37号、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。現在、自校の給食のみを調理している愛宕東小学校の給食調理施設について、令和8年度から愛宕小学校に給食を提供することに伴い、共同調理所に位置づけるため、条例の一部を改正しようとするもので、施行日は令和8年4月1日であります。

以上、よろしくお願いいたします。

**○田村社会教育部長** 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、社会教育部所管分につきまして御説明いたします。

初めに、資料はございませんが、社会教育部が所管する歳出予算は、10款5項社会教育費の經常費13事業、臨時費31事業の合計44事業があり、事業費の合計は22億4千825万6千円で、令和7年度当初予算と比較いたしまして6千108万9千円の増となっております。

続きまして、令和8年度予算臨時事業費説明資料に基づき、主な臨時事業の概要を御説明いたします。

初めに、89ページ、10款5項1目社会教育総務費の2番目、ジオパーク構想推進費、予算額1千583万6千円につきましては、大雪山カムイミンタラジオパーク構想の推進に向け、地域資源の保全、教育、普及啓発、ジオツーリズム等の活動を引き続き実施し、地域おこし協力隊のジオ

パーク専門員とともに地域の魅力を発信しながら、日本ジオパークの認定を目指して取り組んでまいります。

次に、90ページ、上から2番目、アイヌ施策推進費、予算額4千945万3千円につきましては、アイヌ施策推進地域計画に基づき、国の交付金等を活用し、アイヌ文化講座や体験学習等を実施するほか、令和8年度は、神居古潭にビジターセンターを設置し、アイヌ団体による観光案内等を行うとともに、訪れた方がスマートフォンを通して現地の風景とアイヌの魔神伝説のアニメーションを重ねて体験できるAR（拡張現実）を整備し、物語を楽しく分かりやすく伝える取組を進めるほか、地域のアイヌ文化探求を促す冊子製作などを展開してまいります。

次に、91ページの3目図書館費、図書館事業活動費、予算額129万2千円につきましては、旭川市子ども読書活動推進計画に基づき、ボランティア団体等の関係団体と連携した図書館まつりなどのイベントの開催や読み聞かせ等の事業の実施等により、来館を促すとともに、図書館をより身近に感じてもらうことで子どもたちの読書習慣の形成を図るほか、様々な世代の読書活動を推進する取組を展開してまいります。

次に、92ページ、一番上になりますが、アイヌ文化振興費、予算額590万5千円につきましては、アイヌ文化への理解促進と保存、伝承を図るため、市内小中学校でのアイヌ民族音楽会の開催や、博物館ではアイヌ文化ふれあいまつりやアイヌ語講座などの事業を実施するほか、博物館のリニューアルに向けた検討や情報収集、また、アイヌ文化に精通したアドバイザーとしてふさわしい人材の調査に取り組んでまいります。

同じページの5目市民文化会館費の3番目、文化施設等整備費、予算額848万6千円につきましては、市民文化会館の建て替えによる整備につきまして、令和7年度に引き続き、施設の規模や整備内容等の具体的な検討を行う基本計画検討会を開催し、令和8年度中の基本計画策定を目指し、取組を進めてまいります。

以上が、社会教育部所管の令和8年度予算の概要でございます。

続きまして、議案第38号、契約の締結につきまして御説明申し上げます。大雪クリスタルホール照明装置更新業務につきましては、契約金額1億9千910万円で東邦電設株式会社と契約を締結しようとするものでありまして、契約の方法は条件付一般競争入札であります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○塩尻委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

**○塩尻委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針（案）に対する意見提出手続について、理事者から報告願います。

**○坂本学校教育部長** 旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針（案）に対する意見提出手続について、御報告いたします。

本件は、このたびの経済建設常任委員会において、観光スポーツ部から報告しておりますが、部活動に関するものであり、報告をさせていただきます。お手元にお配りしております、旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針（案）（概要）を御覧ください。

部活動の地域展開については、文部科学省が令和7年12月に、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを策定しております。令和13年度までに、休日については原則全ての学校部活動の地域展開を目指し、平日については課題を解決しつつ、さらなる改革を推進することとされております。

本市においては、令和5年度よりスポーツ推進課が中心となり、地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、懇話会等で関係者の意見を伺いながら、地域展開に向けた取組や検討を進めてまいりました。また、教育委員会とスポーツ推進課が協力し、市内の小中学校やスポーツ団体への調査も実施してきております。文部科学省のガイドラインでは、地方自治体の具体的な役割が示されており、本市においても地域展開に向けた方針を明確にし、今後の取組を推進していく必要があります。

基本方針（案）の概要については、資料の左下に記載をしております。令和8年度より地域クラブ活動を担うスポーツ団体を要件に基づいて認定し、生徒や保護者に対し積極的に周知を行ってまいります。認定団体については、令和9年度より活動開始を予定しており、以降は各学校で受皿の確保状況を検討の上、運動部活動が順次地域展開していくことを想定しております。

今後、スポーツ推進課において、旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針（案）、また、運動部活動の地域展開に関する基本方針（案）（概要）を公表し、令和8年3月16日から4月15日まで意見提出手続を実施した結果を踏まえ、必要な修正を行い、令和8年5月の策定を予定しております。

以上、よろしくお願いたします。

**○塩尻委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

**○上野委員** この件につきましては私も関心があって、かなり前から質疑もさせていただいているんですけど、ここでちょっと確認させていただきたいのが、今回、部活動の運動部だけに限ったっていう、そのことについて、どのような考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○工藤学校教育部教育指導課長** 今、部長のほうから御説明がありましたように、今回は運動部活動ということで、文化部活動につきましては、また社会教育部と連携しながら進めていくというようなことになっております。

**○上野委員** やらないということではなくて、社会教育部に関わることなのでということですね。それじゃ、別扱いになることも想定されるということですね。

それで、これまでの質疑の中でも何度も確認してきているんですけども、旭川市としては、このガイドラインが出たことで、国の方針に従って、部活動を地域に移行するっていう考え方の下に進めるっていうことでよろしいのか。というのは、全国で見ると、もう部活動はまず廃止にしますよと。部活動というものはなくしますよっていう県もありますね、県も市もありますね。そして、新たに放課後の中学生の子どもたちの生活の仕方、それということで社会教育と一緒にあって、子どもたちの今まで部活動が担ってきたことを行うと。これはニュアンスが大分違うと思うんですけども、旭川市は、このまま部活動を地域に移行していくという考え方でよろしいのかどうか。

**○工藤学校教育部教育指導課長** 今、上野委員からお話があったように、部活動は大変有意義な活動として私たちも考えております。そうした理念は大事にしながら、活動については、国で言っているように地域展開していくというふうにお考えいただければと。よろしくお願いたします。

○上野委員 ということは、やっぱり部活動の今までのよさももちろん残しながら、地域へ何とか移行させていくってことです。これは、先進地なんかの話を聞いても非常に難しい、大きな課題もいっぱいあって、すっきり部活動はもうやらないんだって宣言して、そしてそこから新たなものってスタートしているところのほうが、活動的には進んでいるものもある。移行するっていうふうに段階別になってやっているところはなかなか先に進まない状況が今見えているので、それでちょっと確認をさせていただきました。旭川市はそういうことで。

それから、昨年取った児童生徒へのアンケートや保護者へのアンケートというのは、ちょっとあまりじっくりは見えていないんですけど、見せてもらったら、6割、7割、小学生、中学生とも知らないという、そういう状況の中で、パブコメがこれから始まるってということなんですけども、その実際の部活動の中心になる子どもたちに十分な理解を進めない中、大人だけの考えでこのことが進んでいくことのちょっと危険性を感じるんですけども、子どもたちへの周知徹底、保護者への周知徹底、もちろん学校への周知徹底というあたりはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 現時点では、委員が御承知のとおり、教員、職員へのアンケートですとか、あと受皿の団体と連携しながら情報共有している段階であります。今後、もちろん保護者ですとか、子どもたちへの周知ですとか、理解については進めていかなきゃいけないかなというふうに考えてございます。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

○横山委員 ちょっと説明を伺って気になることがありましたので、部活動を順次廃止していくということなんですけども、結局、しばらく廃止にならない部活動もあるから、学校はその受皿をっていうような発言が、今、部長からちょっとあったような気がしたんですが、これはとつてもまずいなと思うのは、学校にしたら、いつどの部活が廃止になるのかの先の見通しが何もない中で、学校の体制を考えるということにならないかと思うんです。上野委員もちょっとおっしゃっていたように、どっかで期限が切られていて、もうこの時点で一切、中学校から部活動は切り離されるんだよってというのが明確になっていけば、じゃ、それまでの分、どう準備するかとかどう対応するかって、指導者の問題も含めてね、学校は対応できると思うんですけども、いや、いつ移行になるかわからない、来年になるかもしれない、再来年になるかもしれない。あれ、結果的にその種目移行されなかったってなったときに、さあどうするのって、じゃ、学校はやっぱり何か用意しなきゃいけないのかと。これ、子どもたちも保護者も混乱をすることになるかなと思うんです。このスケジュールでやると。乱暴には見えるかもしれないけど、私はやっぱり期限を切って、完全移行するっていうことを、ターゲットをつくらないと、いろんなものが動かないと。人口の大きな都市は、やっぱりいろんなスポーツ団体だとかがあるし、社会的な受皿もそれなりにあるので、じゃ、旭川はどこまでこれが準備できるのかと。また、地域各所にそういうものがあるのか。どこかだけでそれが進められるのかと。例えば、東光地区ではそういう活動はあるけども、そこが他の地域ではなかなか進まないとなれば、じゃ、その種目をやるためにその地区まで子どもたちが行かなきゃいけないのかって。個別、様々な問題が出てくるような気がするんです。だから、どこかやってくれませんかかっていうことに結局聞こえちゃうんですよ、これ。そうではなくて、やっぱり行政が責任を持って、それなりの地区に満遍なくそういう受皿を用意していくってことをやっぱりサポートしていかないと、その種目をやる地域が偏ってきちゃうとか、子どもたちも諦めざるを得ない

ということがこれから起きてくるような気がします。ちょっとそういう危険性をはらんでいるような気がするので、ちょっと今日は時間がないので、あんまり議論はできないですけども、新年度予算で予算化されていないですね、まだね。だから、予算の分科会でどこまで議論できるかもちょっと分からないんですけども、ちょっと課題が多いかなあというふうに思いますので、1か月のパブコメで、はい、意見はこうなりました、進めますっていうんでは、ちょっと内容的には問題があるような気が私しますので、ちょっと要検討を期待したいと思います。

以上です。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午前10時41分